

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議  
「奄美大島部会」設置要綱(改正案)

(目的)

第1条 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域の適正な保全・管理を推進するため、別途設置される「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議」の下に、地域部会として「奄美大島部会」を設置し、関係機関の連絡・調整を図る。特に地域コミュニティや関係者の理解、連携、協働、参加を必要とする課題や取組事項に関しては、地域としての取組方針を検討し、検討結果の実現に最大限の努力を行う。

(検討事項)

第2条 「奄美大島部会」は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域のうち、「奄美大島地域」の行動計画に関する事項
- (2) 「奄美大島地域」の遺産候補地、緩衝地帯及びその周辺地域の適正な保全・管理を推進するための連絡・調整に関する事項
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構成)

第3条 「奄美大島部会」は、別紙に掲げる機関・団体をもって構成する。なお、参画機関・団体の追加・削除については部会の合議により決定する。

(運営)

第4条 「奄美大島部会」は、事務局長が招集し、事務局長又は事務局長が指名する者が会議の議事進行を行う。

- 2 事務局長は必要に応じ、「奄美大島部会」に構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 「奄美大島部会」は、重要な事項について検討を深めるため、地域部会のもとに作業部会等を設置することができる。

(事務局)

第5条 「奄美大島部会」の事務局は、奄美群島国立公園管理自然保護官事務所、鹿児島森林管理署、鹿児島県、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町によって構成し、対外的な連絡窓口は鹿児島県自然保護課が務める。

- 2 事務局長は、鹿児島県自然保護課長が務める。

(その他)

第6条 「奄美大島部会」は、遺産地域の適正な保全・管理に資するため、「奄美大島、徳之島、沖縄島

北部及び西表島世界自然遺産~~地域候補地~~科学委員会」や「同委員会奄美ワーキンググループ」をはじめとする科学者，研究者等と連携・協力を図る。

コメントの追加 [a1]: 科学委員会の設置要綱が変更され次第発動します。

第7条 この要綱に定めるもののほか，「奄美大島部会」の運営に関して必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は，平成28年11月14日から施行する。

この要綱は，令和3年8月30日から施行する。

この要綱は，令和3年●月●日から施行する。

コメントの追加 [a2]: 科学委員会の設置要綱が変更され次第、当該要綱第6条の変更を発動します。

(別紙)

「奄美大島部会」構成機関・団体一覧（令和3年8月現在）

構成機関・団体
環境省沖縄奄美自然環境事務所
林野庁九州森林管理局鹿児島森林管理署
鹿児島県自然保護課
鹿児島県離島振興課
鹿児島県観光課
鹿児島県大島支庁総務企画課
鹿児島県大島支庁衛生・環境室
奄美市プロジェクト推進課世界自然遺産推進室
大和村企画観光課
宇検村企画観光総務企画課
瀬戸内町水産観光課社会教育課世界自然遺産せとうち町対策推進室
龍郷町企画観光課
奄美群島広域事務組合
奄美大島商工会議所
一般社団法人奄美群島観光物産協会
一般社団法人あまみ大島観光物産連盟
奄美大島観光協会
瀬戸内町観光物産協会
奄美大島エコツーリズム推進協議会
奄美大島エコツアーガイド連絡協議会
特定非営利活動法人奄美野鳥の会
奄美哺乳類研究会
環境ネットワーク奄美
奄美の自然を考える会
世界自然遺産推進共同体